

鳩山町 いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月

鳩 山 町

鳩山町教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第 1 鳩山町基本方針の策定	・ ・ ・ ・ 2
1 策定の目的	・ ・ ・ ・ 2
2 いじめの定義	・ ・ ・ ・ 2
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	・ ・ ・ ・ 3
第 2 いじめ防止等のために対策の内容に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1 いじめ防止等のために町が実施する施策	・ ・ ・ ・ 5
(1) 「鳩山町いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の設置	・ ・ ・ ・ 5
(2) 教育委員会の附属機関の設置	・ ・ ・ ・ 5
(3) いじめ防止等のための基本施策	・ ・ ・ ・ 6
2 いじめ防止等のために町立小・中学校において実施する施策	・ ・ ・ ・ 8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	・ ・ ・ ・ 8
(2) いじめ防止等に取り組む組織	・ ・ ・ ・ 8
(3) いじめ防止等に関する措置	・ ・ ・ ・ 9
ア いじめの未然防止	・ ・ ・ ・ 9
イ いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ 9
ウ いじめに対する措置	・ ・ ・ ・ 9
エ 小・中学校間の連携の推進	・ ・ ・ 10
3 重大事態への対処	・ ・ ・ 11
(1) 重大事態の意味	・ ・ ・ 11
(2) 重大事態の報告	・ ・ ・ 12
(3) 教育委員会又は町立小・中学校による調査	・ ・ ・ 12
(4) 調査結果の提供及び報告	・ ・ ・ 12
(5) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等	・ ・ ・ 13
第 3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	・ ・ ・ 13
[参考資料]	
・ 鳩山町のいじめ防止のための相談体制（現状）	
・ 鳩山町さわやか相談室の活動状況（平成 22 年度から平成 25 年度）	

はじめに

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

鳩山町では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよういじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 鳩山町基本方針の策定

1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、国・県・町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「鳩山町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を定める。

なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」、埼玉県「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」を参酌(法第12条)するとともに、本町の実情を踏まえたものとした。

第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 いじめの定義

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい。悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、国・県・町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

(1) いじめの防止

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であるとの認識の下、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、町・学校・家庭・地域住民・その他関係者が一体となって継続的に協力し合い、いじめの未然防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。しかし、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高め、ささいな兆候でも、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、年2回以上の定期的なアンケート調査や教育相談を実施することで児童生徒がいじめについて相談できる体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、校長を中心に組織的な協力体制の下、問題に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒

に対して事情を確認した上で適切に指導する。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者やPTA、地域の関係団体と連携しながら活動する。

学校・家庭・地域は、どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、日ごろよりいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校や教育委員会がいじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を図る。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために町が実施する施策

(1) 「鳩山町いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の設置

第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために「鳩山町いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」（以下、いじめ問題対策連絡協議会）を条例により設置する。その構成員は、学校、教育委員会、川越児童相談所、さいたま地方法務局、埼玉県警察その他の関係者により実情に応じて構成する。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

町は、法第14条第3項の規定に基づき、本基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、条例により教育委員会に附属機関「鳩山町いじめ問題専門委員会（仮称）」（以下、いじめ問題専門委員会）を設置する。

また、法28条に規定する重大な事案に係る調査を教育委員会が行う必要が生じた場合は「鳩山町いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

「鳩山町いじめ問題専門委員会」には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(3) いじめ防止等のための基本施策

町は、次の7つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

① 町立小・中学校を支援する

- ・初任者研修などの階層別研修や、生徒指導主任連絡会などでいじめ防止等に係る研修会を実施し、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図るなど、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・教育総務課指導主事が生徒指導等に係る学校訪問を実施し、いじめ防止等に係る学校の取組に対して継続的に指導・助言する。
- ・学校からの求めに応じて、スクールカウンセラーなど高い専門性をもった人材を派遣する。

② 教育相談活動を充実させる

- ・町教育委員会及びさわやか相談室における電話・面接による教育相談体制を整備し、充実を図る。
- ・教育相談窓口の周知・啓発を図るための継続的な広報活動を行う。
- ・スクールカウンセラーの学校訪問、さわやか相談員の配置を行う。
- ・学校は年2回以上「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談などを定期的、計画的に行う。

③ 関係機関等との連携

- ・町は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校・家庭・地域住民・その他関係者の連携を図るため、必要な連絡調整を行う。
- ・町は、いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

④ 学校、家庭及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・町は、学校、家庭及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるようPTA等と連携し、児童等に対するあいさつ・見守り活動を推進する。
- ・町は、地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを推進する。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対する啓発活動を行う。

⑥ 財政上の措置等

- ・町は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

⑦ いじめ防止のための対策の調査研究の推進等

- ・町は、いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、必要に応じて調査研究及び検証を行うとともに公表するものとする。

2 いじめ防止等のために町立小・中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・町立小・中学校は、町基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
- ・学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・町立小・中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・町立小・中学校は、校長、教頭等の管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ・当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ・当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう、必要な指導・助言又は援助を行う。

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が授業や行事に主体的に参加して活躍できるような環境づくりをとおして、コミュニケーション能力を育み、ルールを尊重する集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's(いじめ防止対策編)』」を参考、活用する。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、学校は年に2回以上の「いじめアンケート」を行い、定期的な教育相談の実施等により、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

※「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's(いじめ防止対策編)』」を参考、活用する。

ウ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに教育委員会に報告し、組

織的に対応する。被害児童生徒を守り通すことを最優先として、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

また、町立小・中学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、既存の「いじめ対応マニュアル」の内容について、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's(いじめ防止対策編)』」を参考に、適宜、見直しや修正を加える。

エ 小・中学校間の連携の推進

町立小・中学校は、いじめの認知、対応について、毎月の校長会で、必ず、教育委員会に報告する。

さらに、いじめを認知し、指導した際には、適宜、教育委員会に報告する。教育委員会は、必要に応じて、詳細を調査すると共に、小・中学校に対し、指導・助言をする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同等の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

○法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- エ) 精神的な疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○法第28条第1項第2号に規定する「相当な期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等個々のケースを十分把握し、町教育委員会又は小・中学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいええない」と考えたとしても、重大な事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

町立小・中学校は、重大事態が発生した時には、その旨を教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

(3) 教育委員会又は町立小・中学校による調査

教育委員会又は町立小・中学校は、その事態に対応するとともに、速やかに事実関係を明確にするために、「学校いじめ対策委員会」を中心に調査を実施する。教育委員会は、町立小・中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。

なお、町立小・中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような時は、教育委員会が調査を実施する。調査は必要に応じて、教育委員会に設置した「鳩山町いじめ問題専門委員会」が行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

第28条第2項（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

法28条第2項に基づき、教育委員会又は町立小・中学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、当該調査により明らかになった事実関係について説明する。提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮し、適切な方法で提供する。

教育委員会又は町立小・中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又は保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受領し、当該文書を調査報告に添えるものとする。

(5) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

第30条第2項

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同等の事態発生の防止のため必要があると認められたときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果についての調査を行うことができる。

町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は、町立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。

再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

町長は、教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、個人情報に対しては必要な配慮をし、その結果を議会に報告する。(法第30条第3項)

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 基本方針の取組の検証・見直し

町は「鳩山町いじめ問題対策連絡協議会」において、毎年度、町基本方針にある施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。